

## 土地収用法施行規則第1条の3、第13条及び第13条の3に関する事項について

土地収用法施行規則（昭和二十六年建設省令第三十三号）の規定に基づき、起業者のウェブサイトへの掲載により公衆の閲覧に供する措置を講じた事項は、下記のとおりです。

### ■第1条の3第2項に基づき、事業の説明のための会合を打ち切った旨の掲載

事業名称 (事業認定申請単位)	第1条の3第2項に基づく掲載		
	会合の場所及び開催日時	会合を打ち切った理由	掲載内容
現在公表中の事項はありません			

### ■第13条第1項第2号に基づく補償等についての周知措置

事業名称 (事業認定申請単位)	第13条第1項第2号に基づく掲載	
	掲載内容	
現在公表中の事項はありません		

### ■第13条の3第1号に基づく事業の廃止又は変更についての周知措置

事業名称 (事業認定申請単位)	第13条の3第1号に基づく掲載	
	掲載内容	
現在公表中の事項はありません		